

第3回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和2年9月7日 午後3時00分～午後4時00分

2、開催場所 3階 大会議室

3、出席委員（15人）

会長	10番 松浦 好一
副会長	5番 齋藤 邦雄
副会長	9番 設楽 嘉一
	1番 塚越 早苗
	2番 徳江 清東
	3番 赤川 明宏
	4番 羽鳥 誠
	6番 星野 慎悟
	7番 筑井 孝
	8番 武士千雅子
	11番 齋藤 直義
	12番 原 信行
	13番 横堀 徳壽
	15番 新井 正芳
	16番 吉田 直樹

4、欠席委員（1人） 14番 中澤 清

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

○農業委員会との意見交換会及び人・農地プランに関する座談会について

○農地利用状況調査について

○会費の引き落としについて

○玉ねぎの播種について

○その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭

事務局 栗崎 浩

8、会議の概要

事務局長：ただ今から、第3回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局長：それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議長：本日の出席委員は15名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
今回は5番 齋藤委員、6番 星野委員を指名します。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の栗崎氏を指名します。
それでは、4番 議事に入ります。
議案第1号番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第1号 受付番号43200066 農地法4条の規定による許可申請について議

案書と詳細を朗読、説明】

申請地は昭和56年以前より除外されております。

農地区分の判断としましては、西側道路に上下水道が入っており、教育機関と医療機関が500m以内にありますので第3種農地と判断出来ること等を説明。

議長：それでは、番号1 受付番号43200066について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農地部会長：この件に関しまして、周囲の農地に影響が無いため許可相当といたします。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号43200066について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号43200066は原案のとおり許可相当と決定いたします。続きまして番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【番号2 受付番号43200069について議案書と詳細を朗読、説明】

申請地は昭和56年以前より除外されております。

農地区分の判断としましては、南側道路に上下水道が入っており、教育機関が500m以内に3ヶ所ありますので第3種農地と判断出来ること等を説明。

議長：それでは、番号2 受付番号43200069について審議を行います。この件に関しましても、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農地部会長：この件に関しましても、周りの農地に影響が無いため許可相当といたします。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号 43200069 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 43200069 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第 2 号番号 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 番号 1 受付番号 43200067 について議案書と詳細を朗読、説明】

申請地は平成 2 年に除外されております。

農地区分の判断としましては、農地の広がり が 3 h a 未満であり、周りは宅地に囲まれておりますので、市街化区域等に近接する 10 h a 未満の農地ということで、第 2 種農地と判断できる等を説明。

議長：それでは、番号 1 受付番号 43200067 について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農地部会長：この件に関しましても、周りの農地に影響が無いため許可相当といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号 43200067 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 43200067 は原案のとおり許可相当と決定いたします。続きまして番号 2 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【番号 2 受付番号 43200068 について議案書と詳細を朗読、説明】

申請地は昭和 5 6 年以前より除外されております。

農地区分の判断としましては、北側道路に上下水道が入っており、教育機関と医

療機関が 500m以内にそれぞれ 2ヶ所ありますので第 3種農地と判断できること等を説明。

議長：それでは、番号 2 受付番号 43200068 について審議を行います。この件に関しましても、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農地部会長：この件に関しましても、周りの農地に影響が無いため許可相当といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、採決いたします。受付番号 43200068 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 43200068 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)」について事務局より説明をお願いします。

事務局：【議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)」について詳細を説明】

議長：それでは、議案第 3 号について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議長：それでは、農用地利用集積計画(案)について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、議案第 3 号について、農業委員会としては、農用地利用集

積計画（案）を承認することに決定します。
次第4の議事については、終了といたします。

続いて、次第5 報告事項 に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：【報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について詳細を報告】

【報告事項第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について詳細を報告】

【報告事項第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況（5件）について詳細を報告】

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

無いようですので、次第5の報告については、終了といたします。

続いて、次第6 その他 に入ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局：【・農業委員会との意見交換会及び人・農地プランに関する座談会について

- ・農地利用状況調査について
- ・会費の引き落としについて
- ・玉ねぎの播種について
- ・その他について朗読、説明】

議長：秋は芝根小近くの畑に玉ねぎを定植、3月はじゃがいもを定植という予定でいます。（種まきの詳細について説明。種子センターの状況についても報告）

その他、全体について委員の方から何かありますか。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

事務局長：委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。